

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する 政令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和5年10月30日（月）から令和5年11月28日（火）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1．実施期間

令和5年10月30日（月）～令和5年11月28日（火）

2．意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）
29	0	29

3．事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。政令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

動物愛護管理法施行令	規定内容	意見の種類数
政令第5条第1号～3号	マイクロチップの手数料	15
その他		7

4．寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

別紙参照。

5．意見の募集（パブリックコメント）へ提出された意見（全文）一覧

別添参照。

寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

No.	主な意見の概要	意見の理由	回答	件数	
1	マイクロチップの手数料に関する意見				
1-1	手数料の値上げのためには、第三者委員会の設置及び、見直しのための客観的な根拠を公開すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料値上げの原因を十分に分析、検討、公表することは不可欠であり、第三者など関係者を交えた委員会等の設置を求める。 ・当初の試算案及び、今回改正に至った試算案の詳細(登録件数、収支報告書、運営計画書等)を公開すべき。 	<p>本手数料の見直しを検討するに当たっては、会計事務所に依頼し、決算書類の精査を行い、当該会計事務所からの指摘を反映した決算書類の結果に基づいて実績ベースで収支状況を確認のうえ、各手続の実費を勘案し、手数料額を新たに定めることとしました。</p> <p>なお、今後登録件数等について、公開することを検討していきます。</p>	7	
1-2	手数料の値上げを行う前に、経費削減や努力義務が課されている所有者による登録件数を増やす努力が必要である。また、それらに関して行われた対策について内容を公開すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・こんなにも早く値上げするのは熟慮と計画不足を感じる。 ・値上げを行う前に、自助努力をすることが最優先。 ・改正の趣旨に「情報登録システムの改善及び更改等のための費用の増加」の件に関して、半年と経たずシステムの改善、変更をすることは疑念を抱く。 ・マイクロチップ装着を業者だけが罰則付きで義務化され、飼育者は努力義務としたから登録数が少ないのではないか。 ・努力義務の者の登録を促進するための対策を行っていないのではないか。 ・一般飼い主が全員名義変更を実施していないのではないか。 	<p>経費削減については、指定登録機関において、コールセンター業務の一部見直しや、紙申請による手続業務の一部内製化等を実施してまいりました。また、犬又は猫を購入した飼い主の所有者変更手続の推進や努力義務が課されている所有者の犬及び猫の登録件数を増やす試みにつきましては、環境省においてもリーフレットの作成や、イベント(動物愛護フェスティバル等)等において普及啓発を行ってきたところです。引き続き、指定登録機関と協力しつつ運営の効率化及びマイクロチップのさらなる普及に努めてまいります。</p>	6	

1-3	5-10年の施行実施状況データを蓄積してから手数料改正の検討をすべきと考える。	・マイクロチップ本体や装着手数料に飼育者の負担増が大きい上に登録にかかる手数料を早々に値上げすることは平準化や普及に大変大きな影響が出ると思われる。	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今次改正は、現行の手数料額が実費に照らして少額であることを踏まえ、改めて検討を行ったものです。	1
1-4	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて増加傾向にあった犬又は猫の新規飼養頭数の減少の見込み等の今後の見通し」とあるが、その見通しの根拠が不明であり、手数料の値上げの理由として不十分であると考え	・現行の手数料を決めた時に、コロナ禍における犬猫の新規登録数の増加傾向が今後も続くと思込んでいたというのは、あまりにお粗末である。	一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査を根拠に今回の試算をしています。同調査を基に環境省で登録等の件数の推計を試算したところ、感染拡大期の影響を受けて、犬及び猫の新規飼養頭数が増加傾向であったことが確認されました。今後は、同感染症拡大の鎮静化に伴い、新規飼養頭数が減少することで登録等の件数の推計が感染拡大期を含む10年間（平成25年から令和4年まで）の1年当たりの平均登録件数に減少すると仮定しました。	2
1-5	値上げ改定の必要はない。	・ペットショップがブリーダーから仕入れた際や、飼い主がペットショップから購入した際など、所有者が変更されるたびに変更登録が必要なため、実質販売犬猫1頭にかかる手数料は従来より大幅に上がるため。	手数料の試算には新規の登録頭数だけではなく、変更登録等の数も含んでいます。なお、法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めるところ、今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。	1

1-6	既存の民間の登録事業者に登録されている犬及び猫の情報を国の登録情報へ移行させることを促進せずに、手数料を増額することは納得できない。	・そもそも一度法律で決まったあとの議論であること、また、2022年6月から環境省が運営元となったことを、AIP0登録者に移行の告知案内等をせず、それにより移行登録者が少ないことにより、一件あたりの手数料額が実費に照らして過少であるとして手数料を上げるというのは納得できない。	引き続き、登録等を促すため、マイクロチップ制度のさらなる普及に努めてまいります。	1
1-7	動物取扱業関連の手数料は無償化を検討いただきたい。	・施行直後からの動物取扱事業者からの問い合わせによる負担は、時間が経つにつれ軽減されているのではないかと。一方で一般の飼い主からの問い合わせによる負担比率が上昇していると考えられるのではないかと。	法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしました。	1
1-8	動物取扱事業者より、一般の飼い主から手数料を多く徴収すべきと考える。	・業者登録の際にかかる費用を軽減してほしい。 ・一般の飼い主さんに譲渡する際に登録料金として1000円ほど徴収すればいいと思う。	法第39条の25第1項において、手数料は「実費を勘案して」と定めており、実費の上では、申請主体が動物取扱事業者であるか否かで相違が生じないことから、手数料の額についても違いを設けていません。	1
1-9	努力義務のマイクロチップ未装着の犬猫に、国としてMC装着を推進するさなかで、時期尚早な手数料の値上げは、これらの施策に影響が生じる。		環境省として、引き続き、逸走した犬及び猫の早期返還の促進等のため、マイクロチップの装着及び登録の重要性について周知に努めてまいります。	1
1-10	指定登録機関が獣医師会の1機関で妥当か、もしくは当初の登録料300円で運営できる業者はないか、などもう一度指定登録機関の見直しが必要ではないか。	・登録機関の選定を行った環境省に問題がある。 ・マイクロチップ装着の義務化が施行される以前、民間の登録業者が何社もあった。 ・半年と経たずして値上げをするのは、十分な計画がなされず、マイクロチップ装着の運用を環境省もしくは何らかの圧力で急ぎすぎた結果ではないかと考えている。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

1-11	「飼育頭数減少の見込み」とされているのに、手数料が値上げされることに矛盾を感じている。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育頭数が減れば事務作業等の労力も減ると考えるため。 	<p>情報登録システムの維持費等、飼養頭数が減少しても削減されない固定費（情報登録システムの保守運用費用等）もあります。</p> <p>また、法第 39 条の 25 第 1 項において手数料は、「実費を勘案して」と定められています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。</p>	1
1-12	手数料をワンコイン(500円)にすべきであると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在レース鳩は生後 7 日目頃に装着するつなぎ目のない脚環で管理されており、100%の装着率である。 ・飼い主が負担するのは脚環代、登録料込みで 140 円だけであり、あとは協会が飼い主不明などで問い合わせがあれば完璧に対応している。 ・犬の装着率が 100%にならないのはその費用面もあると考える。 ・ワンコインなら現未装着犬の装着も望むことができる。 	<p>法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。</p>	1
1-13	実費に対して少額という理由で値上げをするのはおかしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料額が実費に対して少額だから上げることに、企業じゃないのに何をいっているのか。 ・国には利益は必要なく、予算がある。 ・増額は事業者にとっての負担が増加する。 	<p>法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。</p>	5

1-14	動物取扱業者等は飼養管理基準の改正により経営状況が悪化しており、手数料の増額に反対、又は、慎重な検討を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育管理の基準が改正されほとんどのブリーダーやペットショップの経営状況が圧迫されている。 ・ペットの飼育に関する費用（ペットショップ、ブリーダー及び、飼育者含む）が高騰していることで、飼い主がペットを手放すことを余儀なくされる可能性がある。 ・小規模・零細事業者の廃業が増加することも想定され、ブリーディングを通じた種の保存への影響が懸念される。 	法第 39 条の 25 第 1 項において、手数料は「実費を勘案して」定めることとしています。今般、運用実績及び今後の見通しにより現行の手数料が実費から乖離していることが確認されたため、手数料額を新たに定めることとしたものです。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	4
1-15	マイクロチップの登録情報の訂正、登録証明書の再発行のための手数料を無料にして欲しいと考える。		法第 39 条の 25 第 1 項の第 2 号において、登録証明書の再交付を受けようとする者は手数料を納めなければならないとされています。なお、所有者の変更を除く登録事項の変更については、無料で手続きが可能です。	3
2	その他に関する意見			
2-1	本来「登録事項の変更」をするべきところ、誤って「変更登録」をしてしまう人がいるため、間違えないよう情報登録システムの案内をわかりやすくするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の案内が分かり難く、所有者変更登録で手続きしてしまう者が多く見られる。 ・犬の飼い主は誤って必要のない手数料を支払っている。 ・飼い主が同じなのに所有者が変更されたとして特例通知を受けた場合、自治体も混乱してしまう。 ・余計な手数料を徴収しないように整備するべき。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

2-2	特例通知を郵便番号で自治体へ通知するのであれば、郵便番号は必ず正確に入力されるシステムとするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号が誤っていた場合、特例通知が犬の所在地と異なる自治体に通知される可能性がある。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
2-3	飼養者や事業者、自治体の更なる利便性の向上のため、狂犬病予防法に基づく登録をマイクロチップの登録に一本化するべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回、登録のたびに保健所へ行き鑑札をもらい費用を払うのが手間である。 ・新規登録および所有者変更登録が正しく行われ、本来あるべき登録件数となることによって、相対的にコストを減らすことができるのではないか。 ・現在、飼い主や事業者は地方行政と環境省への二重の登録が強いられている。(特例制度に参加している市区町村を除く) 手間と費用は大変重い。 ・販売に供される犬は、原則全頭マイクロチップ登録になっている一方で、未だ鑑札と狂犬病済票の交付を受けなければならないのはおかしい。 ・環境省のマイクロチップのシステムと厚労省の犬の登録台帳が一本化されることになれば、自治体間における速やかな共有や手続きが簡略化され、ひいては所有者の不要な手間や時間、コストの削減が図れると想定され、登録手数料の改定(値上げ)に対する理解は深まると考える。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	7

2-4	マイクロチップの装着は任意とするべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・断尾や断耳をやらない方針に進んでいるのに、リスクを背負って無理やりマイクロチップを入れるのはどうかと思う。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
2-5	所有している犬猫に対してマイクロチップ装着の対象外とされる団体や飼い主に対して、装着を義務化すべき考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・努力義務である第二種動物取扱業（保護団体等）が飼養する犬猫やブリーダーが改正前から飼養している犬猫に対するマイクロチップ装着は義務化されておらず、不公平である。 ・1頭でも多くの動物を飼い主の元に返還できるようにして欲しい。 ・平時から生死にかかわらずペットと思われる動物にマイクロチップの読み取り確認実施を習慣づけておくことは、災害時の復興を促進する手助けにもなり、国民（飼い主）の心を守る事にもつながると考える。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
2-6	マイクロチップ装着の意義や目的等、制度全体の根本的な見直しが必要でないかと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ装着に対する意義が曖昧である。 ・マイクロチップ装着に関する健康被害の報告がある。 ・飼い主の登録は未だに進展しているとは到底言い難い状況にあると考える。 ・マイクロチップ制度にかかわる諸問題は制度設計そのものに欠陥があると考ええる。 	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
2-7	捨てることについて罰則を強化すべき。	捨てる事自体罰則強化しなければいつまで経ってもかわらない。	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	1